

指定多機能型事業所 重要事項説明書



指定多機能型事業所「まひる之でいさーびす」は横浜市の指定を受けています。

(横浜市指定 第 1450200579 号)

多機能型事業所まひる之でいさーびす 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

名称	株式会社 在宅療養支援之人
法人種別	株式会社
法人所在地	神奈川県横浜市西区南軽井沢 10 番地 5 コーポヨコハマ 3-D
電話番号	0 4 5 - 3 2 1 - 6 7 8 8
代表者氏名	代表取締役 岡田 之人
法人の沿革	令和 5 年 3 月開設
法人が所有する 営業所の種類・数	訪問看護ステーション：1 事業所 居宅介護支援事業所：1 事業所

2. 事業所の概要

事業の種類	多機能型事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）
事業所の名称	まひる之でいさーびす
所在地	神奈川県横浜市神奈川区平川町 5-5 メゾンドール東白楽 101
電話番号	0 4 5 - 5 3 4 - 5 3 9 4
事業所番号	横浜市指定 第 1450200579 号（令和 7 年 11 月 1 日指定）
事業所開設年月日	令和 7 年 11 月 1 日
事業所の延床面積	60.60 m ²
利用定員	5 名
主たる対象者	重症心身障がい児
営業日・営業時間	月・火・水・木・金 9：30～18：30（休校日：8：30～17：30）
サービス提供時間	児童発達支援：11：00～17：00 （ 10：00～16：00 ） 放課後等デイサービス：登校日 14：00～17：00 休校日 10：00～16：00 ※送迎時間は除く
サービス提供地域	横浜市神奈川区・西区・保土ヶ谷区・鶴見区・都筑区・緑区 (一部地域は除く)
事業の目的、 及び運営方針	1. 利用児及び保護者の意向、利用児の特性、その他の事情を踏まえた児童発達支援、もしくは放課後等デイサービス個別支援計画を作成し、これに基づき利用児に対して指定児童発達支援、放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することと、その他の措置を講ずることにより利用児に対して適切かつ効果的にサービスを提供する。 2. 利用児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努める。 3. 事業の実施にあたっては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める内容の他、その他関係法令等を遵守する。

自己評価の実施状況	定期的に実施
第三者評価実施状況	定期的に実施
職員研修の実施状況	定められた内容、及び回数以上を計画的に実施

3. 事業所の職員体制

職種	常勤 [人]	非常勤 [人]	合計員数 [人]	資格等
児童発達支援管理責任者	1		1	児童発達支援管理責任者
管理者 兼 機能訓練担当職員	1		1	作業療法士
看護師	1	3	4	看護師
児童指導員	1	1	2	社会福祉士・教員
機能訓練担当職員		3	3	理学療法士
嘱託医		1	1	医師

4. 職員の勤務体制

職種	勤務時間（()内は休校日）
児童発達支援管理責任者	勤務時間 9：30～18：30（8：30～17：30）
管理者 兼 機能訓練担当職員	勤務時間 9：30～18：30（8：30～17：30）
看護師	勤務時間 9：30～18：30（8：30～17：30）
児童指導員	勤務時間 9：30～18：30（8：30～17：30）
嘱託医	勤務時間 不定期

5. 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備考
発達支援室	1	
相談室	1	
静養室	1	
事務室	1	

6. サービスの内容

①サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が主となり職員全員で作成し、通所給付決定保護者（以下、保護者という）及び利用児の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

日常生活動作訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った、日常生活における基本的な動作の指導を実施
集団生活適応訓練	療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を実施
レクリエーション	季節ものを取り入れて、利用児の特性に合わせて制作作業を実施
送迎サービス	希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を実施
必要な介助	利用時に必要な介助を利用児のご希望に応じて実施
医療・福祉・生活等の相談対応	利用児の医療・福祉・生活等の相談に応じる

②主な行事について

月	行事	月	行事
4 月	新入学・進級祝い・お花見	12 月	クリスマス会
5 月	端午の節句	1 月	新年の祝い
7 月	七夕	2 月	節分
8 月	夏祭り	3 月	ひな祭り・卒業祝い

◎通年行事として、お誕生日会を開催

※気候や感染症等の発生状況などに合わせて開催

7. 利用料金

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 障害児給付費サービス内容の料金

障害児通所給付費によるサービスを提供した際は、事業者が放課後等デイサービス給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の 1 割を上限）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

基本利用料	児童発達支援	2131 単位
	放課後等デイサービス 放課後の利用	1771 単位
	休校日の利用	2056 単位
加算	送迎 重心児又は医ケア児 医ケア児（16 点以上）	(片道) 40 単位 (片道) 80 単位
	看護職員加配 I	400 単位
	看護職員加配 II	800 単位
	児童指導員等加配 常勤専従・経験 5 年以上	374 単位
	常勤専従・経験 5 年未満	305 単位
	常勤換算・経験 5 年以上	247 単位
	常勤換算・経験 5 年未満	214 単位
	その他の従業員を配置	180 単位
	専門的支援体制	247 単位
	専門的支援実施	150 単位
	福祉・介護職員等処遇改善 I (令和 8 年 5 月 31 日まで)	児童発達支援：13.1 放課後等デイサービス：13.4
	福祉・介護職員等処遇改善 I イ (令和 8 年 6 月 1 日より)	児童発達支援：15.2 放課後等デイサービス：15.5

(2) 障害児通所給付費の対象外サービスの料金

① おやつ代金（実費）

② 各種体験活動に参加した際の実費相当分

上記以外に、日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者負担が適当と認められるものの実費（紙おむつなど）。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 カ月前までにご説明します。

(3) 上記 (1) の代理受領を行わない場合、事業者は保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(4) 事業者は、上記 (1) から (3) の利用者負担額の支払いを受けた場合は、保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(5) 利用料金は、1 ヶ月ごとに計算してご利用月の翌月 15 日以降に保護者に請求し、保護者のご利用月の翌月末までに事業所へ支払います。支払い方法は以下の方法でお支払いください。

- ① 口座振替（手続きに 2 か月前後かかります。）
- ② 現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

8. 利用児負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0 円
一般世帯 1	4,600 円
一般世帯 2	37,200 円

9. 利用児の記録及び情報の管理等

- ①事業者は法令に基づいて、利用児の記録及び情報を適切に管理し、利用児及び家族の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から 5 年間保管します。閲覧希望の際にはお申し出ください。
- ②利用児の個人情報については個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を使用します。

10. サービス利用に当たっての留意事項

面会	事業所までご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
宗教活動等	信仰等は自由ですが、他の保護者及び利用者に対して政治・営利を含めた活動等を行うことはご遠慮下さい。
貴重品管理	保護者及び利用者責任において管理して頂きますが、自己管理出来ない場合は、事業所で保管します。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止します。その他はご相談下さい。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	土釜 佳之
-------------	-------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

12. 身体拘束の適正化について

- (1) 身体拘束に関する責任者を選定しています。

身体拘束に関する責任者	古川 朋子
-------------	-------

- (2) 身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを実施します。
- (3) 身体拘束が適切であるか検討する委員会を開催します。
- (4) 職員に対する定期的な研修を実施しています。

13. 苦情の受付について

①本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関する ご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- お客様相談係<苦情受付窓口（担当者）> 古川 朋子
- 苦情解決責任者 管理者 古川 朋子
- 苦情受付時間 月曜日～金曜日 10：00～17：00 電話番号 045-534-5394

②行政機関その他苦情受付期間

担当部署	横浜市役所 こども青少年局こども福祉保健部 障害児福祉保健課
連絡先	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4278
受付時間	(月)～(金) 8：30～17：15 (土・日・祝日・年末年始は休業)

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会事務局」においても横浜市や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス 運営適正化委員会事務局
連絡先	所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-42-2
受付時間	(月)～(金) 8：30～17：15 (土・日・祝日・年末年始は休業)

14. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、嘱託医または必要に応じて受診機関の主治医に連絡する。または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、管理者・ご家族等へ連絡を行います。

15. 非常災害時の対応

別途に定める防災計画により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。

16. 損害賠償保険への加入

本事業所は、「施設損害保険」に加入しています。損害が起きた場合には「施設損害保険」の範囲で補償します。

17. 協力医療機関

本事業所では、下記の医療機関に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

医療機関の名称	わかたけクリニック
医 院 長 名	坂口 隆志
所 在 地	横浜市神奈川区平川町4-1 ヴィラ石倉301・302号室
電 話 番 号	045-548-9099
診 療 科	内科

令和 年 月 日

多機能型事業所まひる之でいさーびすの利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 （所在地） 神奈川県横浜市西区南軽井沢 10-5 コーポヨコハマ 3D
 （名 称） 株式会社 在宅療養支援之人
 （代表者） 代表取締役 岡田 之人

事業所 （所在地） 神奈川県横浜市神奈川区平川町 5-5
 メゾンドール東白楽 101
 （名 称） 多機能型事業所まひる之でいさーびす
 （説明者）

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、多機能型事業所まひる之でいさーびすの提供開始に同意しました。

サービス提供開始予定日 令和 年 月 日

保護者 （住 所）

（氏名）

（児童氏名）

附 則

この重要事項説明書は、令和7年11月1日より施行する。
この重要事項説明書の一部を改訂し、令和8年4月1日より施行する。
この重要事項説明書の一部を改訂し、令和8年6月1日より施行する。

利用契約書



指定多機能型事業所「まひる之でいさーびす」は横浜市の指定を受けています。

(横浜市指定 第 1450200579 号)

利用契約書

（以下、「保護者」という。）と株式会社在宅療養支援
之人（以下、「事業者」という。）が設置する多機能型事業所まひる之でいさーびす（以下、
「事業所」という。）は事業者が利用児童に対して行う児童発達支援及び放課後等デイサー
ビス（以下、「事業」という。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用児童に対して児童福祉法令の趣旨にしたがって、児童発達支援、もしくは
放課後等デイサービスを提供し、保護者は事業者に対してそのサービスに対する料金を支
払います。

第2条（契約期間）

1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から障害児通所給付費支給期間満
了日までとします。

2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申
し出がない場合、かつ障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約
は更新されるものとします。

第3条（サービスの内容）

1 事業者は個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供
します。

2 なお、利用時間、料金等については「契約書別紙」及び「重要事項説明書（別表含む）」
のとおりとします。事業者は「契約書別紙」及び「重要事項説明書（別表含む）」に定めた
内容について予め保護者に説明し同意を得るものとします。

3 事業者は、サービス提供に当たり、利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護
するため緊急やむを得ない場合を除き、身体抑制を行いません。なお、やむを得ず身体抑制
を行った場合には、身体拘束の態様や時間、その際の利用児童の心身の状態並びに身体拘束
を行った理由を記録します。

第4条（個別支援計画の作成）

1 事業者は、利用児童が置かれている環境及び日常生活全般の状況を通じて、保護者及
び利用児童が希望する療育目標を設定し適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成し
ます。

2 事業者は保護者及び利用児童との面接により実施状況を把握し、6 か月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

3 第 1 項及び第 2 項の個別支援計画については、その内容について保護者及び利用児童に説明し、文書によりその同意を得ます。また当該計画について、保護者に文面で交付します。

第 5 条（障害児通所給付費支給申請に係る援助）

事業者は、保護者が通所給付支給期間終了に伴う障害児通所給付費支給申請を円滑に行えるよう、保護者を援助します。

第 6 条（サービス提供の記録）

1 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に関する必要な事項をその都度記録します。

2 事業者は、上記諸記録について保護者からの確認を受けます。

3 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、サービスを提供した日から交付を受けることができます。

第 7 条（料金）

1 保護者は、サービスの対価として「重要事項説明書」及び「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月 15 日以降に利用者に通知します。

3 保護者は、当月の料金の合計額を翌月 27 日までに銀行引落しの方法で支払います。

4 事業者は、保護者から料金の支払を受けたときは領収証を発行します。

第 8 条（相談・苦情対応）

1 事業者は、保護者及び利用児童からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する要望、苦情等に対し、保護者及び利用児童の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、保護者及び利用児童が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、保護者及び利用児童は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくしてサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用児童やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

1 保護者は、事業者に対して（30日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3 次の事由で該当した場合、事業者は保護者に対して30日間の予告期間をおいて文章で通知することにより、この契約を解除することができます。

① 利用児童のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合

② 保護者又は利用児童が、事業者やサービス従業者または他の利用児童に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

③ やむを得ない事情により事業所を廃止または縮小する場合

4 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用児童が施設に入所した場合

② 利用児童が死亡した場合

第10条（連携）

1 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、サービスの提供終了に際しては、保護者及び利用児童に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第11条（秘密保持）

1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用児童及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用児童の個人情報を用いることに保護者は同意します。

3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児童又は保護者の同意を得ます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰す事由により利用児童の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、利用児童の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1 利用児童及び保護者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、保護者及び事業者は横浜地方裁判所を第一審査管轄裁判所とすることを予め定め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

(住所) 〒220-0002

神奈川県横浜市西区南軽井沢 10-5 コーポヨコハマ 3D

(名称) 株式会社 在宅支援療養之人

(代表者名) 代表取締役 岡田 之人

事業所

(住所) 〒221-0812

神奈川県横浜市神奈川区平川町 5-5 メゾンドール東白楽 101

(名称) 多機能型事業所まひる之でいさーびす

(管理者名) 土釜 佳之

保護者

(住所) 〒

(氏名)

(続柄)

緊急時連絡先

(氏名)

(続柄)

(連絡先)

利用児童

(住所) 同上

(氏名)

契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用児童個別の事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

曜日	時間帯	送迎の有無	備考
月			
火			
水			
木			
金			

2 利用料金

児童発達支援、もしくは放課後等デイサービスに係る利用者負担額	児童発達支援、もしくは放課後等デイサービスに要した費用の1割となります。 また、あなたの利用者負担上限月額はいくら円 です。 ※なお、上記よりも障害児通所給付費の1割負担相当額が低い場合は、低い方の額が利用者負担額となります。
おやつ・飲み物代	実費
事業所外活動に係る交通費	実費
事業所外活動に係る入場料・入園料	実費
創作活動に係る材料費	実費

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

3 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

事業者

(所在地) 〒220-0002

神奈川県横浜市西区南軽井沢 10-5 コーポヨコハマ 3D

(名称) 株式会社在宅療養之人

(代表者名) 代表取締役 岡田 之人

事業所

(所在地) 〒221-0812

神奈川県横浜市神奈川区平川町 5-5 メゾンドール東白楽 101

(名称) 多機能型事業所まひる之でいさーびす

(管理者名) 土釜 佳之

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

保護者

(住所) 〒

(氏名)

(続柄)

利用児童

(住所) 同上

(氏名)